

きよぶん
寄与分って？

これまで、「相続についての基礎知識」として相続についての基本的な事項のご説明をいたしました。そして、前回は、「遺留分」を取り上げました。遺留分とは、簡単に申しますと、例えば、お亡くなりになった方が死亡にあたり全財産を特定の親族に全て相続させる旨の意思を有して斯かる内容の遺言をご作成になっていたとしても、被相続人の一定の範囲の近親者の方は法律により保護されている範囲の相続分を受けることができるというものでした。今回は、「寄与分」について取り上げます。寄与分とは、共同相続人中に、死亡した被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与(通常期待される程度を超える貢献)をした者があるときに、相続財産からその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなして相続分を算定し、その算定された相続分に寄与分を加えた額をその者の相続分とするることによって、その者に相続財産のうちから相当額の財産を取得させ、獲得できる相続財産の内容について、共同相続人間の公平を図る制度であります。

②金銭等出資型(例えば、不動産購入資金の援助、医療費や施設入所費の負担など)、③療養看護型(相続人が病氣療養中の被相続人の療養介護に従事した場合)、④扶養型(例えば、毎月仕送りしていたとか、そもそも同居して衣食住の面倒をみていたなど)、⑤財産管理型(例えば、不動産の賃貸管理や立ち退き交渉など占有者の排除など)があります。今回は、法律相談を受けることが多い「療養看護型」についてご説明いたします。

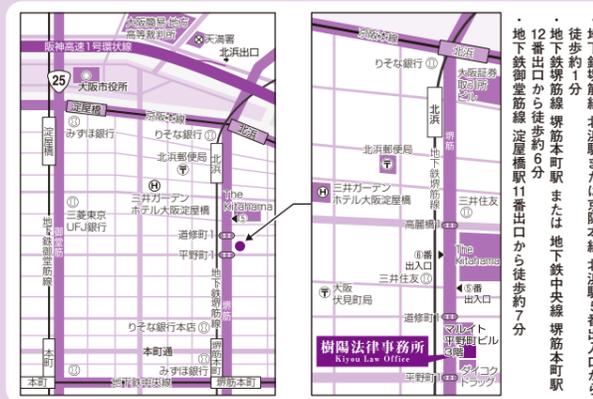
よく問題となるのは、死亡した被相続人の療養看護を「相続人」ではなく「相続人の配偶者」がおこなっていた場合に寄与分として考慮できるのかというものです。答えは、「否」であります。寄与分制度はあくまでも「相続人」の寄与を考慮するものであり、「相続人の配偶者」の貢献は原則として考慮されません。もともと、相続人の配偶者とみなすことができる場合は考慮されます。例えば、単身赴任中の相続人に代わってその配偶者と長女が交代で重度の認知症となつた被相続人の介護を不眠不休に近い状態でおこない財産を維持(財産の減少を防止)した場合は、「相続人の寄与」として考慮ができます。しかし、逆にいえば、相続人と配偶者が同居している場合の配偶者の貢献は考慮されないということになるわけです。

それでは、寄与が認められるにどのような要件をクリアする必要があるのでしょうか。まず、①「療養看護の必要」な状態であることが求められます。疾病認知証や高齢による動作困難などを含まず(の存在が前提)となっております。健全な方への家事援助は対象とはなりません。また、病状が重篤であっても完全介護の病院に入院している場合は原則として認められませんし、介護保険の要介護度であれば「要介護度2」以上の病状であることが一つの目安とされています。そして、②「特別の貢献」が必要であり、被相続人との身分関係に基づいて通常期待される程度を超える貢献であり、病状の重たさと療養看護の期間・継続性(原則として1年以上は必要)、専従性が考慮されることとなります。次に、③「無償性」が必要で、療養看護が無報酬またはこれに近い状態でおこなわれることが求められます。すなわち、相続人自身が療養看護することによって看護する人に委託等して職業看護人を付けていた場合に支払うべき報酬等の費用の出費を免れることができたという結果が必要なのです。そのため、被相続人から寄与行為の対価として金品が渡されていたのであればこの「無償性」を欠くこととなり寄与は認められないこととなります。療養看護型の寄与分を検討する際、この「無償性」について正しい理解ができていない相

談者の方が多くおられます。寄与分が認められるためには、「寄与行為の結果として被相続人の財産を維持または増加させていること(財産の維持または増加との因果関係)」が必要であり、寄与者の療養看護により死亡した被相続人が職業看護人に支払うべき報酬等の出費を免れたという結果が必要であり、相続人による看病によって被相続人に精神的慰安を与えていたという程度では寄与分として考慮してもらえないということなのです。また、死亡した被相続人のなかには介護保険制度による様々な在宅サービスを受け、なかには要介護度による支給限度額を大幅に超えて介護サービスを受けている方もおられますが、これらにより寄与分を主張する方の負担が一定程度軽減されている場合がありそのような場合には寄与分の主張が認められにくくなります。

業務案内 詳細はホームページ(<http://kiyo-law.com/haruhiko-yamada.html>)をご覧ください。なお、過去の情報誌も掲載しております。

【労働】 労務管理全般 (各種規定類の作成等を含む)	【民事】 境界確定業務・不動産取引 債権回収・建築紛争・交通事故
【商事】 企業法務一般 (各種契約書類の作成等を含む)	【家事】 相続・遺言・遺産分割・離婚・離縁・少年事件
【倒産処理】 破産・債務整理・民事再生	【刑事】 捜査段階及び起訴後段階の弁護活動



フォルツァ

弁護士 山田陽彦 通信 第9号

フォルツァはあなたを応援します

■労務管理 Q & A

～紛争を想定しそこから逆算した労務管理の実践を!～

■特集 自動車事故と損害保険

～あなたは契約している損害保険の内容を正しく理解していますか?～

■知っておきたい法的手続

～「特許出願中」って?～

■相続についての基礎知識

～相続と「寄与分」
誰がどれだけ貢献した場合に考慮をしてもらえるのですか?～

御挨拶



皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

野田政権が発足しましたが、経済不況に対する不安感を克服し、若者が将来に明るい夢を持つような、活気あふれる日本の復活が図られることを期待したいものです。

法曹会においては、裁判員制度が本年度実施後三年目となっております。裁判員制度は市民が刑事裁判に参加する制度であり、裁判に対する国民の信頼を確保する制度です。既に、死刑判決が出されたり、六〇日の審理期間を予定する事案など、重大犯罪を審理の対象とする機会が増えてきております。裁判官、検察官及び弁護士らは分りやすく適切な裁判の実現のために慎重な裁判の運営に日々尽力をしております。裁判員裁判を通じて国民が司法に接する機会が増えました。法曹界の一員として、裁判に対する皆様からの信頼を確保できるよう努力して参ります。

当事務所は、事務所体制を充実させ、的確かつ迅速なサービスを提供することにより皆様のご要望にお応えできますよう努力をして参る所存でございますので、ご厚誼、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

弁護士 山田陽彦

弁護士 山田陽彦
〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番15号
マルイト平野町ビル3階
TEL.06-6226-9117 FAX.06-6226-9118
E-mail : yamada@kiyo-law.com



労務管理何でも相談

Q&A

雇用に関するトラブルが増えていると聞きました。使用者と従業員の間話し合いでその解決ができない場合、法的な手続にはどのようなものがあるのでしょうか？

最近、事業者の方々から、雇用に関するトラブルの御相談が多くなりました。実際、裁判所においても、雇用に関する裁判の数が増加する傾向にあります。これは、景気の見通しが不透明な経済不況の中で経費削減等のため人件費抑制・労働能率の向上等を求める使用者側の事情、従業員側においても「仕事」に対する考え方が多様化しているうえに特定の企業に対する帰属意識が希薄になっているという事情に要因があると思われる。企業は、「雇用の流動化」を正面から受け止め、それに対応可能な管理体制を採るべきではないでしょうか。雇用問題に関する法律相談が年々増えてきている要因は、従業員側が専門的な法的知識を容易に獲得できる情報化社会であるうえに、紛争解決機関においても、雇用問題を以前よりも容易に問題提起できる手続が整えられていることにあります。労働局などがおこなっている「あつせん」という手続は、裁判ではないのですが、丁寧に従業員側の事情を委員が聴取し使用者との間で話し合いによる解決の実現に尽力していただける手続であり、弁護士がいなくとも従業員だけでも利用可能な制度となっています。裁判所で

た場合に企業として適切な対処ができるように普段から最低限の労務管理をおこなっていなければ裁判で負けてしまう中小の企業が多いと思われる。そして、その結果は、他の従業員への影響をもたらす場合があり企業の存立自体に重大な影響を及ぼすことがあるといつても過言ではありません。法的紛争がおこらないようにするための企業経営が最も望まれることでありますが、法的紛争が提起されるリスクが以前よりも増加しているという背景事情にご留意をいただきたい、労務管理にお努めになって下さい。上記のような様々な雇用問題が実際にどのような形で法的紛争になるのかは是非とも法律家にお話をお聞きになって頂きたいと思えます。法的紛争時に必要となる書類等を知ることによりそこから逆算して普段の管理に活かすという発想は雇用問題に限ることなくとても有用な考え方なのです。そのような観点で法律相談を受けられることを是非ともお勧めいたします。



特集 自動車事故と損害保険について

事業において複数の自動車を運転されている方も多いと思います。自動車は多くの方が運転する時代となっておりますが事故を起こす或いは事故に巻き込まれるリスクは常に存在しており、人身事故においては、死亡や高度な後遺障害を招致させるリスクがありその際の損害賠償額は事故の過失割合にもよるものの莫大な損害賠償額となる場合があります。加害者が任意保険に入っておらず自賠責の被害者請求で確保できない損害額をどのように請求すれば良いかという法律相談はよくあります。自らの任意保険の契約時に相手方が無保険の場合を補償する特約がありますので、この特約を付ければ良いことをお勧めいたします。また、最近多い法律相談は、自転車(車道)を高速で身勝手に走行しているスポーツタイプの自転車など)と衝突したが自転車の運転者は無資力であったが自転車には強制保険もないので損害額をどのように請求すれば良いかという法律相談もあります。自転車といつても原付バイクと同程度のスピードが出る自転車があります。しかし、ミラーや

指示器を付ける必要は法令上ありません。自転車事故への対応について警察を含めた何らかの法整備が必要ではないかと考えられます。事業者はその事業を遂行するうえで想定するリスクに対処するために各種の特約を設定するわけですが、私にこれまで扱った法律相談の中で多くの方が誤った理解をしている可能性があると思われる「他者運転危険担保特約」について以下に御説明をしたいと思います。損害保険は「車両保険」が原則ですが、「他者運転危険担保特約」とは、任意保険契約を締結してある自分の車(被保険自動車)以外の車を運転しているときにもその「他の車」を自分の車とみなし、自分の車を運転していたときと同様に自分の任意保険が使えるようにする特約です。すなわち、ある車に付けられた損害保険契約の内容では実際の運転者にその保険の適用がなくともその運転者が無保険状態のまま運転することを回避することができなのです。しかし、保険会社としてみれば、「二車両保険」により保険料率を決定するのが本来でありま

「他者運転危険担保特約について」

すから、この特約の適用は制限的であるということに注意が必要なのです。そのため、「臨時に借用した車」の運転中の事故に限定されざるを得ず、約款では、被保険者が所有している車は勿論、借りた車であっても「臨時」ではなく「常用」している車は「他車」に当たらないと判断されます。裁判例では、「通勤用に約3ヶ月間借用していた車」、「預かって8日目の事故とはいえ返還期日を定めないで借用し通勤に使用していた車」について、特約の適用を否定しております。また、サイドブレーキの引き方が不十分で坂道で止めた車が動き出し受傷した事故につき「運転中」の事故ではないとして、特約の適用を否定しております。他者危険担保特約はトラブルになりやすい特約ですので、企業経営にあたり、約款等を正しく理解したうえで安全運転をお願いしたいと考えます。そして、最後になりますが、是非特約の設定を御検討いただきたいのが「弁護士費用特約」です。交通事故に遭われた際に保険会社が交渉をおこなってくれますが、損害な評価が難解な事

「特許出願中」

特許権は特許法という法律に規定されており特許法は発明を保護する法律です。特許庁に出願し数々の審査を経て特許庁から設定登録を受けることにより特許権が成立します。ちなみに「特許出願中」という表記がされた商品を目にすることがありますがどのような効力を有するのでしょうか。特許権は特許庁から設定登録を受けることにより成立するものであり「特許出願中」と記載されていてもその発明が実際に特許権として成立するに至るかは不明です。また、特許の出願後は1年6ヶ月を経過しますと広報で公開されることとなり、その後の特許法に基づいた警告をおこなう場合に限り特許権が成立する前の警告開始時点以降の侵害行為から保護を受けることができるにすぎません(特許法六五条)。そのため、「特許出願中」との記載だけではあまり意味がありません。ただ、同種の発明を企画している者にとっては、特許権成立の優先順位は出願時の先後で決せられるため、開発しても将来的に先行する特許権から排除される余地があることに気付いたりその発明を利用したい場合に実施権の獲得のための交渉などをおこなうきっかけになります。いずれにしても、まずは出願内容を調べてみる必要があるということになります。



損害保険を正しく理解し、リスクのヘッジ、被害回復の実現をはかっていた方がよいと思えます。